

令和3年9月10日

裁判所利用の皆様へ

仙台地方裁判所

新型コロナウイルス感染症への対応について（仙台地方裁判所）

- 仙台地方裁判所（大河原支部，古川支部，石巻支部，登米支部及び気仙沼支部を含む。）及び管内すべての簡易裁判所では，裁判所に来庁される皆様に御安心いただけるよう，専門家による助言を踏まえた感染症対策を徹底した上で期日を実施しています。個別の事件によっては，当事者が来庁しなくても審理を進めることができる電話会議等を活用した手続への切り替えや，来庁を要する場合はその人数を極力少なくしていただくなどのお願いをすることがありますので，引き続き皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

また，来庁する際は，不織布マスクの着用に御協力をお願いします。なお，期日に来庁される場合で，発熱，呼吸器症状（咳，喉の痛み等），倦怠感，味覚・嗅覚障害等の症状があるときは，来庁をお控えいただき，事前に電話で担当係にその旨御連絡いただきますようお願いいたします。このほか，来庁されることについて不安な点がありましたら，遠慮なく担当係に御相談ください。

- 手続案内は，次の受付時間の範囲内で実施しています。

なお，仙台地裁のホームページに各種手続の概要，申立て等の書式，必要な手数料（収入印紙），予納郵便切手，添付書類についての記載がありますので，こちらも御覧ください。

【手続案内の受付時間】

午前9時00分～午前11時00分，午後1時00分～午後3時00分

ただし，「三つの密」を避けるため，複数人での来庁はなるべく御遠慮ください。

- 皆様の御理解と御協力をお願いします。